

議案参考資料

[令和2年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

環境課 環境保全係

議案名

議案第16号 和解について

趣旨・目的

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADRセンター」という。)から提示された和解案に基づき和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

概要

次のとおり和解しようとするものです。

1 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

2 和解の内容

- (1)相手方は、市に対し損害賠償金として3,936万円を支払う。
- (2)本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (3)本和解に定める金額に係る遅延損害金については、市は相手方に対して別途請求しない。

3 事件の概要

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、平成23年度から平成27年度までの間に市が放射能対策のために支出した経費に係る損害賠償請求のうち、相手方が応じないものについて、ADRセンターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案が提示されました。

背景・経過

1 手続の経過

年月日	内容
平成 29 年 12 月 19 日	平成 29 年桐生市議会第 4 回定例会において、あっせんの申立てに係る原案可決
平成 30 年 3 月 7 日	ADRセンターに、和解仲介申立書を提出
平成 30 年 4 月 24 日～ 令和元年 6 月 14 日	この間、ADRセンターに対し、桐生市計 5 回、東京電力計 5 回それぞれの主張書面を提出
令和元年 7 月 31 日	ADRセンターから、和解案骨子が送付される
令和元年 9 月 10 日	ADRセンターに、和解案骨子に係る申立人の意見を提出
令和元年 10 月 25 日	ADRセンターから、最終和解案が送付される

2 和解案受諾の理由

- (1) 本和解案は、法令や政府指示等に関わらず、相当因果関係がある損害と認めるものであり、本市が主張してきたことが一定程度斟酌されている。
- (2) 本和解案を以て和解することにより、早期賠償が実現できる。
- (3) 本和解案で損害として認められなかった正規職員の勤務時間内の人件費等については、別途損害賠償請求する余地が残されている。
- (4) 顧問弁護士からは、本和解案の内容は妥当なものであり、和解申立ての手続についても早期解決を図る手段として有益であったとの見解を得ている。

参考資料

令和元年 10 月 25 日付けで送付された、和解案における和解提示額

番号	損害項目	申立額	和解額	割合
①	測定経費	5,795,063 円	4,070,000 円	70.2%
②	機器購入費	594,090 円	590,000 円	99.3%
③	除染経費	13,032,344 円	12,080,000 円	92.7%
④	旅費・交通費	169,845 円	100,000 円	58.9%
⑤	人件費	53,048,524 円	21,040,000 円	39.7%
⑥	その他損害	2,185,796 円	1,480,000 円	67.7%
①～⑥の合計		74,825,662 円	39,360,000 円	52.6%

※上記①～⑥につき、和解額は、損害項目ごとに 1 万円未満切捨てによる端数処理